

血液学的検査

血液・形態

コード	検査項目 JLAC10コード	検体量(mL)	容器 (No.)	保存	所要 日数	実施料 判断区分	検査方法	基準値	備考	異常を示す主な疾患
781	末梢血液 一般検査 2A990-0000-019-309	EDTA 血液 2.0	3	血液 冷蔵	1~2	21 血液	自動化法	白血球数 男 3.9~9.8 女 3.5~9.1 $\times 10^3$ / μ L 赤血球数 男 427~570 女 376~500 $\times 10^4$ / μ L ヘモグロビン 男 13.5~17.6 女 11.3~15.2 g/dL ヘマトクリット 男 39.8~51.8 女 33.4~44.9 % 血小板数 13.0~36.9 $\times 10^4$ / μ L		*白血球 【高値】細菌感染症・白血病 【低値】ウイルス感染症・悪性貧血 *赤血球 【高値】多血症・脱水・赤血球増多症 【低値】貧血(鉄欠乏・再生不良性) *ヘモグロビン 【高値】多血症・脱水・赤血球増多症 【低値】貧血(鉄欠乏・再生不良性) *ヘマトクリット 【高値】多血症・脱水・赤血球増多症 【低値】貧血(鉄欠乏・再生不良性) *血小板 【高値】慢性骨髄性白血病・原発性血小板症 【低値】紫斑病・血小板減少症・急性白血病
4008	網赤血球数 2A110-0000-019-309	EDTA 血液 2.0	3	血液 冷蔵	1~2	12 血液	自動化法	比率 2~27 % 数 男 1.9~10.3 女 1.7~9.2 $\times 10^4$ / μ L		【高値】多血症・脱水・ショック 慢性肺疾患・赤血球増多症 【低値】慢性炎症性貧血・サラセミア 鉄欠乏性貧血・再生不良性貧血
4011	好酸球数 2A090-0000-019-309	EDTA 血液 2.0	3	血液 冷蔵	1~2	17 血液	自動化法	70~440 / μ L		【高値】アレルギー性疾患 寄生虫感染症・細菌感染症 【低値】再生不良性貧血・悪性貧血 多発性骨髄腫・悪性リンパ腫
4021	末梢血液像 (自動機械法) 2A160-0000-019-309	EDTA 血液 2.0	3	血液 冷蔵	1~2	15 血液	自動化法	好中球(Neu) 40.0~71.0 % 好酸球(Eo) 7.0以下 好塩基球(Ba) 1.0以下 リンパ球(Ly) 27.0~47.0 % 単球(Mo) 2.0~8.0 %		【高値】好中球感染症・組織損傷 血液疾患・悪性腫瘍 好酸球アレルギー疾患 寄生虫感染症・血液疾患 好塩基球:慢性骨髄増殖性疾患 潰瘍性大腸炎 リンパ球:ウイルス・細菌感染・血液疾患 単球:血液疾患 炎症性疾患・慢性疾患 【低値】好中球感染症・血液疾患 薬物副作用 好酸球:骨髄での産生低下 ショック・急性感染症初期 リンパ球:急性感染症初期 リンパ球組織破壊・血液疾患
4180	末梢血液像 (鏡検法) 2A160-0000-019-310	塗抹 標本 2枚	20	室温	2~3	25 血液	May-Giemsa 染色鏡検	桿状核球(St) 2~13 分葉核球(Sg) 38~58 好酸球(Eo) 7以下 好塩基球(Ba) 1以下 リンパ球(Ly) 27~47 単球(Mo) 2~8 %		【低値】好中球感染症・血液疾患 薬物副作用 好酸球:骨髄での産生低下 ショック・急性感染症初期 リンパ球:急性感染症初期 リンパ球組織破壊・血液疾患
4041	好塩基性斑点赤血球 2A100-0000-034-602	未固定 標本 2枚	20	室温	2~3		May-Giemsa 染色鏡検	0 / 10^4 RBC		【異常】鉛中毒・ベンゾール中毒 悪性貧血・サラセミア
4034	赤血球沈降速度 2Z010-0000-019-920	EDTA 血液 2.0	3	血液 冷蔵	2~3	(9) 血液	Wintrobe法	男 15 以下 女 20 以下 mm/h		【高値】感染症・心内膜炎・肺炎・貧血・腎炎 ネフローゼ症候群・炎症性疾患・悪性腫瘍 【遅延】DIC・重症肝障害・遺伝性球状赤血球症
2044	ヘモグロビンF (胎性ヘモグロビン) 2C010-0000-019-204	フッ化Na 血液 2.0	2	血液 冷蔵	3~4	60 血液	ステップワイス HPLC	1.1 以下 %		【増加】発作性夜間血色素尿症 遺伝性高胎児血色素者 β -サラセミア・貧血

※同一検体について、好酸球数及び末梢血液像(自動機械法)又は末梢血液像(鏡検法)の検査を行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。
 ※赤血球沈降速度(ESR)は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。

